

妊婦のための支援給付事業

綾川町 健康福祉課

令和 7 年 4 月 1 日から、妊娠期からの切れ目ない支援を行うことを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)」を一体的に実施します。

綾川町では、「妊婦のための支援給付」として妊娠時と出産後の 2 回に分けて妊婦支援給付金を支給します。

事業内容支援給付の対象

1 回目 妊娠時（5 万円の現金給付）

令和 7 年 4 月 1 日以降に妊娠届出時に妊婦給付認定の申請をし、保健師の面談を受けた妊婦の方

2 回目 出産後(お子さん 1 人につき 5 万円の現金給付)

令和 7 年 4 月 1 日以降に出産、胎児の数の届け出を出し、新生児訪問(赤ちゃん訪問)を受けた産婦の方

申請方法

妊娠届出後、保健師との面談がお済の方は、「妊婦給付認定申請書」に必要事項を記載し、国保総合保健施設綾南 えがおまでご提出ください。

出産後、子育て支援課にて「胎児の数の届出書」に必要事項を記載し、ご提出ください。

※胎児心拍確認後の流産や人工妊娠中絶、死産となられた方、出産後にお子様が無くなられた方も対象です。

申請期限

1 回目 妊娠時（5 万円給付）

産科医療機関で胎児心拍が確認され、妊娠が確定した日より 2 年間

2 回目 出産後（お子さん 1 人につき 5 万円給付）

出産予定日の 8 週間前の日より 2 年間

支給方法

妊産婦名義の銀行口座に振り込みます。

※妊産婦以外の口座名義は指定できません。

※妊産婦で銀行口座をお持ちでない方は、手続きが異なりますのでご相談ください。

※キャッシュカードまたは通帳のコピーを取らせていただきます。

令和 7 年度中の経過措置

令和 7 年 3 月 31 日までに出生したお子さまのいる家庭は、綾川町出産・子育て応援給付金の対象となり、令和 7 年 4 月以降に同額のポイント支給が受けられます。ポイントは、令和 8 年 3 月 31 日までにご利用ください。

流産・死産等を経験した方、お子様を亡くされた方へ

令和 7 年 4 月 1 日以降、流産・死産、人工妊娠中絶等を経験した方、お子様を亡くされた方も、妊婦のための支援給付事業に申請していただけます。妊娠の事実や胎児の数を確認するため、母子健康手帳が必要となります。

妊娠届出をする前に流産等を経験した方も、胎児心拍が確認されたことが証明される方は申請できます。その場合は、医師が胎児心拍を確認した際の診断書等で妊娠の事実を確認させていただきます。

・・・・・・・・・・お問い合わせ先・・・・・・・・・・

〒761-2103 香川県綾歌郡綾川町陶 1720 番地 1

綾川町国保総合保健施設綾南 えがお（健康福祉課）

TEL:087-876-2525